

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年9月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700071 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700089 号

第1 結論

昭和 38 年 9 月 27 日から同年 10 月 27 日までの期間について、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 40 年 8 月 30 日から昭和 41 年 1 月 10 日までの期間について、請求者の C 事業所 (現在は、D 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 41 年 1 月 11 日から同年 6 月 5 日までの期間について、請求者の E 社 (現在は、F 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 42 年 1 月 6 日から同年 4 月 20 日までの期間について、請求者の G 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 27 日から同年 10 月 27 日まで
② 昭和 40 年 8 月 30 日から昭和 41 年 1 月 10 日まで
③ 昭和 41 年 1 月 11 日から同年 6 月 5 日まで
④ 昭和 42 年 1 月 6 日から同年 4 月 20 日まで

年金記録を確認したところ、請求期間①は A 社、請求期間②は C 事業所、請求期間③は E 社、請求期間④は G 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間となっていない。転職は多かったが、健康保険がないところに勤務した覚えはなく、いずれの会社でも健康保険があり厚生年金保険に加入していたと思う。調査の上、請求期間①から④までを厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A 社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A 社の複数の元従業員に照会したものの、回答があった複数の者は、いずれも請求者のことを知らないと回答していることから、請求者の請求期間①における同社での勤

務実態について確認することができない。

また、B社は、請求期間①当時の資料は保管しておらず、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認したものの、請求期間①及びその前後の期間に資格取得している者について、健康保険の整理番号に欠番はなく、請求者の氏名は見当たらない。

請求期間②について、当該期間にC事業所に勤務していたとする同僚が、請求者及び請求者が一緒に勤務したとする同僚を記憶していることから、期間は特定できないものの、請求者が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、請求期間②当時においてC事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、同事業所は、昭和43年12月1日にH社（昭和46年1月1日にD社に名称変更）として、適用事業所となっていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者が一緒にC事業所に勤務したとする同僚2名についても、請求期間②において厚生年金保険の被保険者であった記録は確認できない。

さらに、D社は、請求期間②当時の資料は保管しておらず、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

請求期間③について、請求者が記憶する同僚2名の名前が、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されていることが確認できることから、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記同僚2名は、いずれも亡くなっており、照会ができない上、E社の複数の元従業員に照会したものの、回答があった複数の者は、いずれも請求者のことを知らないと回答していることから、請求者の請求期間③における同社での勤務実態を確認することができない。

また、F社は、請求期間③当時の資料は保管しておらず、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

さらに、オンライン記録を確認したものの、請求期間③及びその前後の期間に資格取得している者について、健康保険の整理番号に欠番はなく、請求者の氏名は見当たらない。

請求期間④について、請求者は、G社に勤務していたと主張しているが、請求者は、当時の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

また、社会保険オンラインシステム及び事業所名簿検索システムによると、G社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらず、請求者が記憶する事業所の所在地を管轄する法務局に照会したものの、当該法務局は、該当する事業所は見当たらないと回答している。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける各事業所での勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。